総合評価一般競争入札の導入について

1. 総合評価一般競争入札導入の趣旨

価格及び技術的能力等が総合的に優れた内容の契約をすることにより、ダンピング 防止等や地域の発展に対する強い意欲を持つ建設業者の育成に貢献できる。

2. 総合評価一般競争入札の概要

(1) 実施時期

ア 平成24年度から試行的に実施し、辰野町建設工事請負人選定委員会で審査し 指定された工事とする。

イ 平成24年度以降、結果を踏まえながら検証する。

(2) 落札者決定基準

ア 価格評価点の配点、価格以外の評価点の配点、価格以外の評価項目、評価点の 算定方法等は工事の案件ごとに定める。

イ 価格評価点の配点は86点から94点とし、価格以外の評価点の配点は6点から14点とする。

(3) 学識経験者の意見聴取

落札者決定基準を定めようとするときは、学識経験者の意見聴取が法律で義務付けられているため、長野県で主催する長野県総合評価事業審査会の代行審査とする。

(4) 失格基準価格

受注希望型競争入札の最低制限価格の算定方法に準じ設定する。

(5) 落札者の決定方法

ア 入札参加者は、入札書等を提出と同時に、工事成績や地域貢献などについて記載した申請書を提出する。

- イ 町は申請書に基づき、価格以外の評価点を算定し公表する。なお、入札参加者 は公表内容に疑義があれば自己に係る内容について照会することができ、町はそ れに対し回答する。
- ウ 町は開札後に入札価格に基づいた価格評価点の算定及び価格以外の評価点を加 えた総合評価点を公表し、総合評価点の最も高い者を落札候補者とする。ただし、 予定価格を上回った入札書、失格基準価格を下回った入札書は失格とする。
- エ 落札候補者は、申請書に記載した内容を証明する資料等を提出する。
- オ 町は落札候補者の申請書の記載内容に相違がないこと、及び入札公告に示す入 札参加資格要件を満たしていることの審査を行い、満たしている場合に落札者と する。
- カ 町は審査の結果、申請書に相違があり落札候補者が失格となった場合は、次順 位者について審査するものとする。